

気象庁が発表する警報・注意報の種類	港長等が発出する勧告区分	措置内容
津波注意報 (予想される津波の高さが高いところで0.2mを超え、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。)	津波第一体制	<p>1 一般船舶 津波情報を収集し、船舶に応じた係留の強化、出港準備等津波対策に留意すること。 小型船舶は、陸上避難又は安全な海域に避難すること。陸上避難する場合は、津波到達予想時刻等を考慮の上、余裕のある範囲で係留強化、陸揚げ固縛等、流出防止措置をとること。</p> <p>2 危険物船 津波情報を収集し、船舶に応じた係留の強化、出港準備等津波対策を講じること。更に、必要のある場合は荷役を中止し、速やかに港外の安全な海域へ避難すること。</p>
津波警報 大津波警報 (津波警報：予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。 大津波警報：予想される津波の高さが3mを超える場合。)	津波第二体制	<p>在港各船は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し次のとおり対応すること。</p> <p>1 一般船舶 (1) 速やかに荷役・作業を中止し、津波到達予想時刻等を考慮のうえ安全な海域へ避難すること。 (2) 修繕中の船舶等は、係留の強化を行うなど保船に万全の措置をとること。 (3) 小型船舶は、陸上避難又は安全な海域に避難すること。陸上避難する場合は、津波到達予想時刻等を考慮の上、余裕のある範囲で係留強化、陸揚げ固縛等、流出防止措置をとること。</p> <p>2 危険物船 直ちに荷役を中止し、速やかに港外の安全な海域へ避難すること。</p>
津波注意報、津波警報、大津波警報解除	港長等が港内の安全を確認した後、津波第一体制、津波第二体制を解除する。	入港する船舶は、港内の航行規制等の状況を把握し、安全に留意すること。

注1：上記勧告解除後においても、港長等は、状況に応じて、「航行自粛勧告」「航行制限」「航泊禁止」の措置を講じることがあるので留意すること。

注2：措置内容における「一般船舶」とは、危険物船以外の船舶をいい、「小型船舶」とはプレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の大きさの船舶をいう。

「危険物船」とは港則法に基づく危険物積載船舶をいう。

注3：「陸上避難」とは乗組員等が陸上の高い場所に避難することをいう。